

コーポレート・ガバナンス

事業活動を行うためには、コーポレート・ガバナンス（企業統治）の確立が不可欠です。当社は、株主総会および取締役、取締役会、会計監査人のほかに、監査役、監査役会を設置しています。

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

1. 基本的な考え方

企業は、株主から資本を託され、事業活動を通じて利益をあげ、継続的に株主価値を増大させることを期待されています。この株主の負託に応えることが企業経営の基本的使命であり、この基本的な使命を踏まえた上で、企業は、従業員、顧客を含む取引先、債権者、地域社会等のステークホルダー（利害関係者）に対するそれぞれの責任を果たしていかなければなりません。

これらを踏まえて事業活動を行うためには、コーポレート・ガバナンス（企業統治）の確立が不可欠です。このコーポレート・ガバナンスを「株主に代わって、経営の効率性や適法性等をチェックする仕組み」であると捉え、この仕組みにもっとも適したのものとして、当社は、株主総会および取締役、取締役会、会計監査人のほかに、監査役、監査役会を設置しています。

2. 会社の機関の内容および内部統制システムの整備の状況

取締役会は、法令で定められた事項のほか、経営に関わる重要事項の意思決定と取締役の監督機関と位置付けており、原則として毎月1回開催しています。さらに、経営上重要な事項については、常勤役員会を開催し、十分な審議を行ったうえで取締役会に上程することとしています。

監査役会は、社外監査役2名を含む4名体制としております。監査役は、取締役の業務執行を監視するために取締役会等の重要会議へ出席し、取締役の経営判断に対する牽制的役割を行うとともに、稟議案件の監督、取締役の職務の監視等、十分な経営管理体制のチェックができる仕組みになっています。

会計監査人は、取締役が作成した財務諸表による企業内容の適正性や財務諸表作成過程における内部統制の有効性等を評価し、財務諸表の適否に係る意見表明（報告）といった情報提供の役割を担っています。

また、当社では、内部監査部門として監査室が設置されており、内部業務監査を実施し、問題点の指摘・改善勧告を行っています。

さらに、当社は、コンプライアンスを統括する組織として、社長を委員長とし、社外弁護士・従業員代表の労働組合委員長および役付取締役・常勤監査役をメンバーとするコンプライアンス委員会を設置しています。また、不祥事の早期発見のために、内部通報制度（「ホットライン」）を設置しています。

